



# 金融庁における法令解釈に係る照会

平成26年2月5日

金融庁監督局総務課金融会社室長 御中

照会者

金融庁における「一般的な法令解釈に係る書面照会手続き」に基づき、以下のとおり照会します。

なお、照会及び回答の内容が公表されることに同意します。

記

1 照会の対象となる法令の条項及び具体的な論点

## (1) 法令の条項

資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）第3条2項2号及び前払式支払手段に関する内閣府令第3条1項

## (2) 論点

資金決済に関する法律（以下「法」という。）14条1項に発行保証金の供託に関する規定があり、「前払式支払手段発行者は、・・・当該基準日未使用残高の二分の一の額・・・を・・・供託しなければならない。」と規定されている。法3条1項2号に定める前払式支払手段に係る「基準日未使用残高」については、法3条2項2号及び同号を受けて、前払式支払手段に関する内閣府令（以下「内閣府令」という。）において規定されているところ、内閣府令3条1項において、「当該利用者からその代価として通常取得すべき金額」が、「前払式支払手段を使用することによって給付又は提供を請求することができる物品又は役務の数量を金銭に換算した金額」であるとされている。この「通常取得すべき金額」をいかに解するべきかが問題となる。特に、利用者が前払式支払手段を使用することによって給付又は提供を請求することができる物品又は役務が複数あり、そのうち一つを選んで請求する場合であって、それぞれの金銭的評価が異なる場合に当該問題が顕著となる。

## 2 照会に関する照会者の見解及び根拠

法3条1項2号の前払式支払手段を使用することによって提供を請求することができる役務を金銭に換算した際、請求する役務毎に換算額が異なり、その金額にある程度の幅がある場合においては、「利用者からその代価として『通常取得すべき金額』（内閣府令3条1項）とは、当該金額の幅のうち、利用者から代価として取得する金額の平均額をいうものといえる。なぜなら、「通常」とは、「普通であること、なみ、通例」などの意であるところ、「通

常取得すべき金額」とは、通例取得すべき金額であり、まさに取得すべき金額の平均を指すものといえる。

例えば、事前に1枚A円で購入し、利用者がB円からC円の範囲で役務の提供を請求することができる前払式支払手段があるとする。また、この前払式支払手段の使用によって、利用者が得られる役務を金銭に換算した金額の平均額は、D円であるとする（当該前払式支払手段はB円よりも安価で販売することが想定されるため、A円ないしD円の関係は、 $A円 \leq B円 \leq D円 \leq C円$ となる。）。この場合、「通常取得すべき金額」とは、利用者が得られる役務を金銭に換算した金額の平均額であるD円であると考えべきである。

以上